

碧南市建築物耐震改修促進計画

令和3年4月改定

碧 南 市

目次

第1章 建築物耐震改修促進計画の趣旨	1
1.1 計画策定の背景	1
1.2 計画の位置づけ	2
第2章 想定される地震の規模及び被害概況	3
2.1 南海トラフ地震の震度予測	3
2.2 想定される被害状況	4
第3章 計画の基本的事項	5
3.1 対象区域	5
3.2 計画期間	5
3.3 対象建築物	5
3.4 特定既存耐震不適格建築物	6
第4章 住宅・建築物の耐震化の現状及び目標	13
4.1 住宅の耐震化	13
4.2 耐震診断義務付け建築物	15
4.3 特定既存耐震不適格建築物	16
4.4 住宅・建築物の減災化の目標	17
第5章 建築物の耐震化及び減災化を促進するための施策	18
5.1 耐震化及び減災化の促進に係る基本的な考え方	18
5.2 耐震化に関する意識啓発及び知識の普及	22
5.3 耐震化を促進するための環境整備	27
5.4 耐震化を促進するための支援策	28
5.5 減災化促進対策	30
第6章 その他建築物耐震化・減災化の促進に関する事項	34
6.1 液状化対策・津波対策	34
6.2 避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化の基礎資料の整備	34
6.3 地震発生後における応急危険度判定制度等の活用	34
6.4 狭あい道路の拡幅	35
6.5 碧南市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムによる耐震化促進	35
第7章 計画の進捗管理	36
7.1 フォローアップ	36
7.2 国・県の動向に応じた見直し	36
7.3 碧南市地域防災計画に応じた見直し	36

第1章 建築物耐震改修促進計画の趣旨

1.1 計画策定の背景

碧南市では、平成 27 年度に「碧南市建築物耐震改修促進計画」を改定し、令和 2 年度までに耐震化率^{※1}95%を目標に住宅及び建築物の耐震化の促進に取り組んできました。

これまでの地震被害を振り返ると、阪神・淡路大震災では 6,434 人の尊い命が奪われましたが、このうち、地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。以降、住宅等の耐震化が重要な課題となり、全国的に耐震化等の取り組みが進められてきました。また、東日本大震災の原因となった東北地方太平洋沖地震は、それ以前に予測していなかった複数のプレートによる連動地震でした。その後もここ数年間で熊本地震、大阪府北部における地震、北海道胆振東部地震等の大地震が起こっており、いつどこで大地震が起こるか分からない状況となっています。

国においては、平成 25 年 5 月、内閣府の重要政策会議である中央防災会議により南海トラフ巨大地震の被害想定が取りまとめられ、その最終報告書が公表されました。併せて、同年 11 月には、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年十月二十七日法律第二百二十三号）」（以下、「耐震改修促進法」という。）が改正され、地震に対する安全性が明らかでない建築物における耐震診断の一部義務付けと診断結果の公表、耐震診断・耐震改修の努力義務の拡大、建築物の耐震改修計画の認定基準の緩和等の措置が定められました。その後、大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、通行障害建築物に、建物に附属する組積造の塀（補強コンクリートブロック造を含む）が平成 31 年 1 月に追加されました。

また、今日のコロナ禍を踏まえ、今後、このような未解決のウィルスの感染拡大の中、万が一、大地震が起きた場合、被災者が避難所に殺到し、避難所での被災者間の感染リスクが非常に高くなります。そのときに安心して自宅避難ができることは、今日の社会の中ではかなり優先順位が高いものとなっており、住宅の耐震化は、ますます重要になっています。

愛知県では令和 3 年度に「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築減災プラン 2030－」（以下、「県計画」という。）が改定され、**住宅の耐震化率を令和 12 年度までに概ね解消**とする新たな目標が示されました。

これら国の基本方針及び上位・関連計画等を踏まえ、令和 2 年度に計画期間満了を迎える碧南市建築物耐震改修促進計画（以下、「本計画」という。）の改定を行います。

^{※1} 住宅等の建築物の総数に対する耐震性があるものの割合

1.2 計画の位置づけ

計画の位置づけは図 1.2.1 のとおりです。

本計画は、耐震改修促進法第 6 条第 1 項により、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 25 年 10 月国土交通省告示第 1055 号）（以下、「国の基本方針」という。）及び「愛知県建築物耐震改修促進計画」（以下、「県計画」という。）を踏まえるとともに、本市の「碧南市住生活基本計画」と防災対策の基本となる「碧南市地域防災計画」を上位計画とし碧南市における耐震化を促進するための計画として、本計画を改定します。

また、本計画に定めた住宅の耐震化を強力に推進することを目的として、「碧南市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定しています。

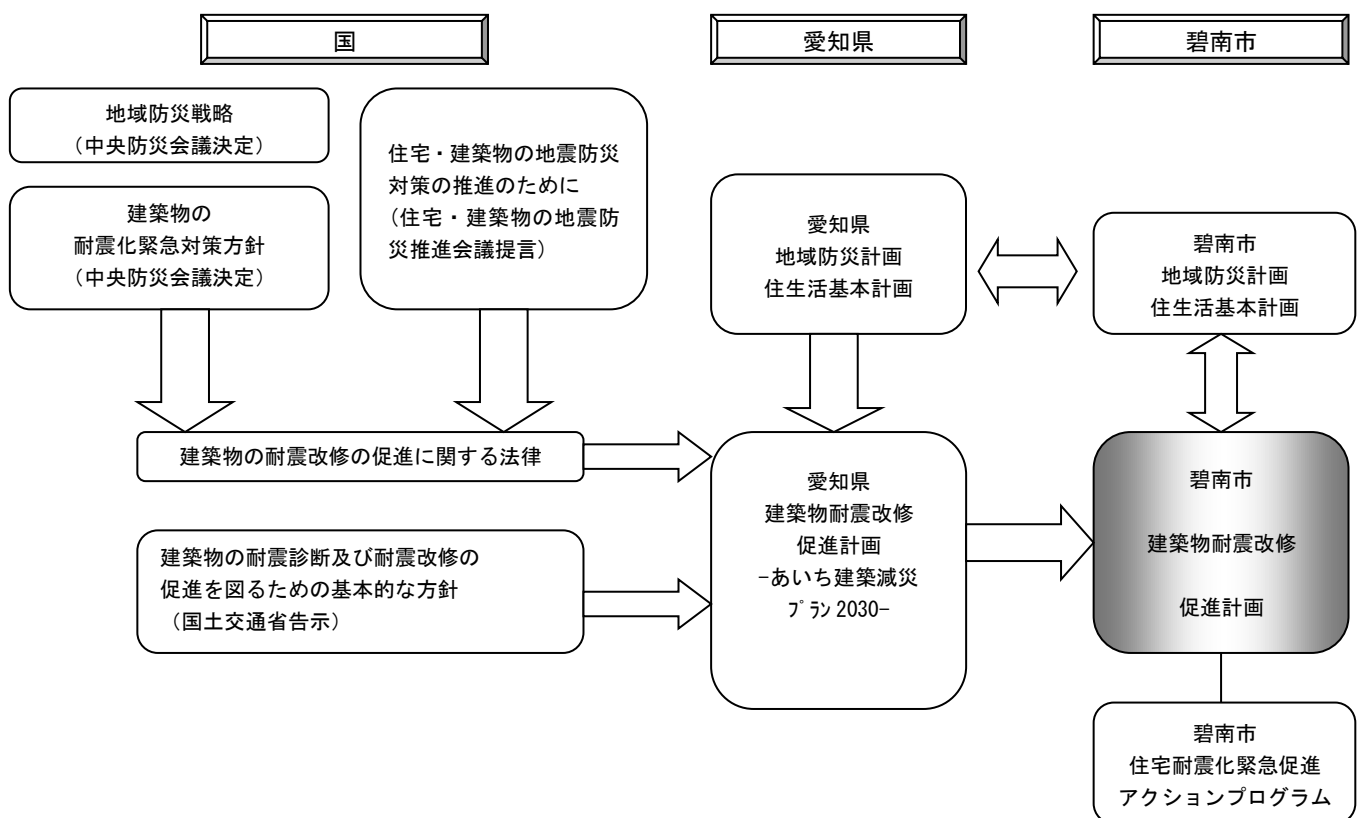


図 1.2.1 本計画の位置づけ

第2章 想定される地震の規模及び被害概況

本市において大規模な被害を及ぼすと想定される地震は、海溝型地震と内陸型地震があります。このうち、発生頻度の比較的高い南海トラフ地震について、想定される地震の規模及び被害概況を示します。

2.1 南海トラフ地震の震度予測

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがありますが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生した宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震を重ね合わせた「過去地震最大モデル」により想定することとしました。

また、「命を守る」という観点から、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震「理論上最大想定モデル」(1000年に一度あるいはそれより発生頻度が低いとされるもの)も補足的に想定することとしました。

図2.1.1は、それぞれのモデルにおける震度分布であり、過去地震最大モデルでは震度6弱～7、理論上最大想定モデルでは震度6強～震度7と予測されています。いずれも、市の南部がより強い揺れとなる傾向があります。

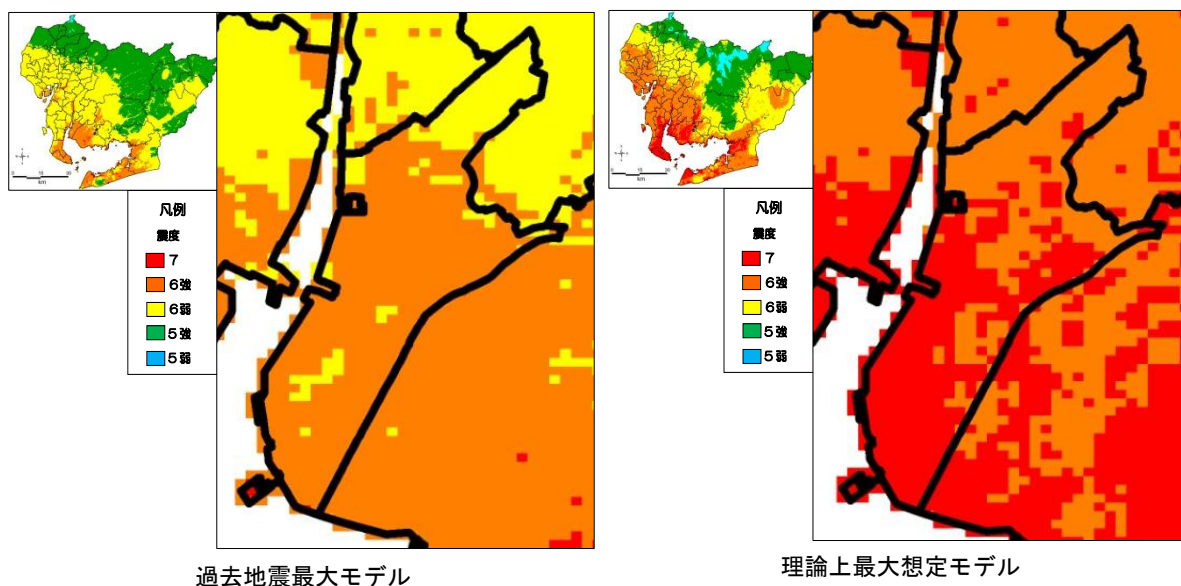


図2.1.1 本市における南海トラフ地震の震度分布
(愛知県防災会議地震部会、2014より編集)

2.2 想定される被害状況

想定被害の予測結果は、表 2.2.1～表 2.2.2 のとおりです。なお、掲載したデータは、被害が最大になる時季・時間帯のものであります。

建築被害における全壊・焼失棟数は、過去地震最大モデルで 4,599 棟と予想され、このうち揺れによるものが 2,015 棟（44％）となっています。また、理論上最大想定モデルでは、約 15,000 棟が全壊・焼失し、このうち揺れによるものが約 10,000 棟（約 67％）となっています。

一方、人的被害の死者数については、過去地震最大モデルで 264 人、このうち建物倒壊によるものが 119 人（45％）と見込まれています。理論上最大想定モデルでは、約 1,200 人の死者が予想され、このうち建物倒壊によるものが約 600 人（50％）となっています。

表2.2.1 南海トラフ地震による全壊・焼失棟数（碧南市地域防災計画より）

	全壊・焼失棟数（冬夕 18 時発災）					合計
	揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	
過去地震最大モデル	2,015	21	238	*	2,325	4,599
理論上最大想定モデル	約 10,000	約 20	約 100	*	約 5,200	約 15,000

*：被害わずか（5未満）

表2.2.2 南海トラフ地震による死者数（碧南市地域防災計画より）

	死者数（冬深夜 5 時発災）				合計
	建物倒壊	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	
過去地震最大モデル	119	144	*	*	264
理論上最大想定モデル	約 600	約 400	*	約 200	約 1,200

*：被害わずか（5未満）

第3章 計画の基本的事項

3.1 対象区域

本計画の対象区域は、碧南市全域とします。

3.2 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021）から令和12年度（2030）までの10年間とします。また、計画内容、耐震化進捗状況を検証し、必要に応じて計画内容や目標の見直しを行います。

3.3 対象建築物

本計画では、すべての建築物を対象建築物とします。なかでも、昭和56年5月31日以前に着工された住宅及び耐震性のない特定既存耐震不適格建築物（表3.3.1のとおり）を主な対象として耐震化を図ります。

また、本計画期間中に耐震化することが困難な住宅に対する減災化^{※1}を促進します。

表3.3.1 本計画の対象建築物

建築物の種類	区 分		条 件
住 宅	戸建住宅		併用住宅を含む。
	共同住宅		賃貸、分譲及び長屋住宅を含む。
特定既存耐震不適格建築物	耐震改修促進法第14条第1号	⇒P.6参照	多数の者が利用する建築物
	耐震改修促進法第14条第2号	⇒P.7参照	危険物の貯蔵等又は処理場の用途に供する建築物
	耐震改修促進法第14条第3号	⇒P.8参照	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（以下「地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物」という。）
その他の建築物			上記に該当しない建築物

※1：住宅が損傷したとしても、人命は守る取り組み

3.4 特定既存耐震不適格建築物^{※1}

(1) 多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号）

特定既存耐震不適格建築物のうち、多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法第14条に基づき表3.4.1のとおりです。

表 3.4.1 多数の者が利用する建築物

法※2	政令 第6条 第2項	用 途		規 模	法※2	指示対象となる特 定既存耐震不適格 建築物の要件	法※2	要緊急安全確認 大規模建築物※3の 要件	
第14条 第1号	第1号	幼稚園、保育所		階数2以上及び 500㎡以上	第15条	階数2以上及び 750㎡以上	附則第3条	階数2以上及び 1,500㎡以上	
	第2号	小学校等	小学校、中学校、中等 教育学校の前期課程若 しくは特別支援学校	階数2以上及び 1,000㎡以上 （屋内運動場の 面積を含む）		階数2以上及び 1,500㎡以上 （屋内運動場の 面積を含む）		階数2以上及び 3,000㎡以上 （屋内運動場の 面積を含む）	
			老人ホーム、老人短期入所施設、福 祉ホームその他これらに類するもの			階数2以上及び 1,000㎡以上		階数2以上及び 2,000㎡以上	階数2以上及び 5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、 身体障害者福祉センターその他これ らに類する施設								
	第3号	学校	幼稚園及び小学校等を 除く			階数3以上及び 1,000㎡以上			
		ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		階数3以上及び 2,000㎡以上				階数3以上及び 5,000㎡以上	
		病院、診療所							
		劇場、観覧場、映画館、演芸場							
		集会場、公会堂							
		展示場							
		卸売市場							
		百貨店、マーケットその他の物品販 売業を営む店舗		階数3以上及び 2,000㎡以上				階数3以上及び 5,000㎡以上	
		ホテル、旅館							
		賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄 宿舎、下宿							
		事務所							
		博物館、美術館、図書館		階数3以上及び 2,000㎡以上				階数3以上及び 5,000㎡以上	
		遊技場							
		公衆浴場							
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これ らに類するもの		階数3以上及び 2,000㎡以上				階数3以上及び 5,000㎡以上	
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その 他これらに類するサービス業を営む 店舗							
		工場（危険物の貯蔵場又は処理場の 用途に供する建築物を除く）							
			車両の停車場又は船舶若しくは航空 機の発着場を構成する建築物で旅客 の乗降又は待合いの用に供するもの					階数3以上及び 2,000㎡以上	階数3以上及び 5,000㎡以上
			自動車車庫その他の自動車又は自転 車の停留又は駐車のための施設						
			保健所、税務署その他これらに類す る公益上必要な建築物						
	第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上及び 1,000㎡以上		階数1以上及び 2,000㎡以上		階数1以上及び 5,000㎡以上	

※1：昭和56年5月31日以前に着工された建築物のうち、多数の者が利用する建築物、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物及び地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物を示す。

※2：耐震改修促進法

※3：耐震改修促進法により耐震診断結果の報告が義務付けられた建築物

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第14条第2号）

特定既存耐震不適格建築物のうち、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物における危険物の種類及び数量は、耐震改修促進法第14条に基づき表3.4.2のとおりです。

表 3.4.2 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

法 ^{※1}	政令第7条第2項	危険物の種類		数 量
第14条第2号	第1号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工場雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第2号	消防法第2条第7項に規定する危険物		危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
	第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類		30トン
	第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類		20立方メートル
	第5号	マッチ		300マッチトン ^{※2}
	第6号	可燃性ガス （第7号、第8号に掲げるものを除く）		2万立方メートル
	第7号	圧縮ガス		20万立方メートル
	第8号	液化ガス		2,000トン
	第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）		20トン
	第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）		200トン

上記のうち、階数1以上かつ床面積500㎡以上の建築物は指示対象となります。
また、階数1以上かつ床面積5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物は、耐震診断義務付け対象建築物となります。

※1：耐震改修促進法

※2：マッチトンとはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7200個、約120kg。

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（耐震改修促進法第14条第3号）

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物は、耐震改修促進法第14条に基づき図3.4.3に示す「緊急輸送道路及び指定避難所までの輸送道路」沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は6m）を加えたものを超える建築物を対象とします。（要安全確認計画記載建築物^{※1}を除く。）

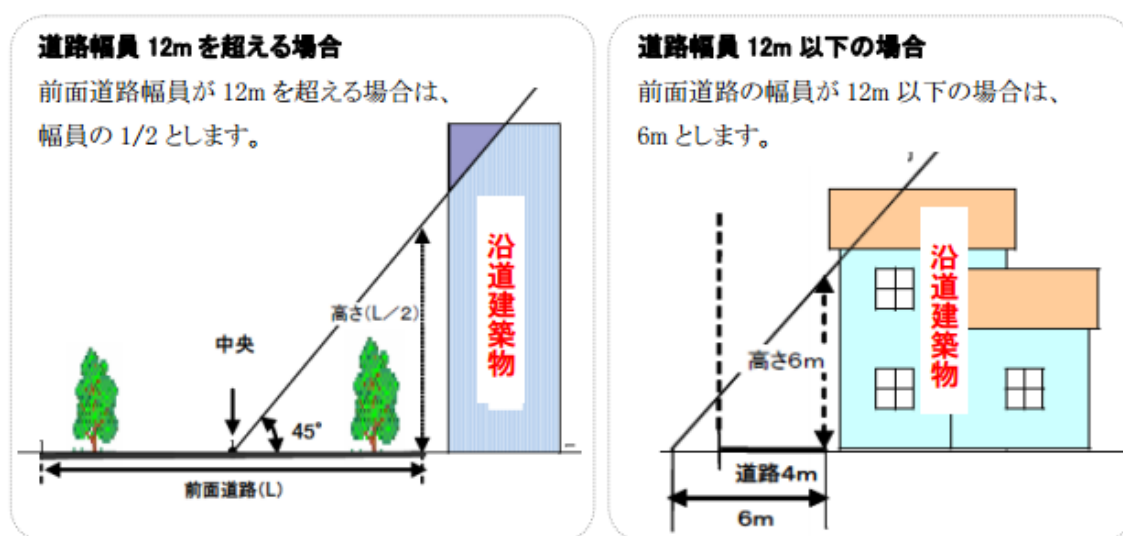


図 3.4.1 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の要件

※1： 県が指定する防災拠点建築物及び県が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物のうち、倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物

また、大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、通行障害建築物に、建物に付属する組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む）が追加されました。

これにより要安全確認計画記載建築物（耐震診断義務付け対象）においても、建物に付属するブロック塀等が対象として追加されました。対象となる組積造の塀の要件は、次に示す通りです。

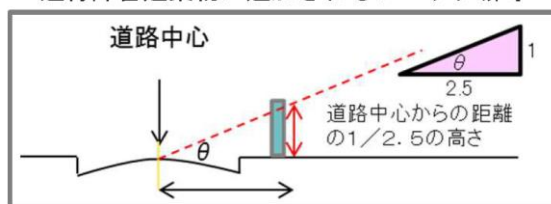
対象となる組積造の塀

前面道路に面する部分の長さが25m^{*1}を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離^{*2}を加えた数値を2.5で除して得た数値を超えるブロック塀等であって、建物に付属するものとします。

*1：地形、道路の構造その他の状況によりこの長さとするのが不適当である場合、8m以上25m未満の範囲において、都道府県知事または市町村長が規則で定めることができる。

*2：地形、道路の構造その他の状況によりこの距離とするのが不適当である場合、2m以上（高さ $2 \div 2.5 = 0.8\text{m}$ 以上）の範囲において、都道府県知事または市町村長が規則で定めることができる。

通行障害建築物に追加されるブロック塀等



※出典：国土交通省ホームページ

図 3.4.2 通行障害建築物に追加される組積造の塀の要件

「地震発生時に通行を確保すべき道路」は、県計画で指定されている「愛知県地域防災計画で定める緊急輸送道路」と耐震改修促進法第6条第3項に基づき本計画で指定する道路（建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、碧南市内における多数の者の円滑な避難を困難とするもの）とします。



図 3. 4. 3 地震発生時に通行を確保すべき道路

図中の数字は指定避難所 No (P. 13 を参照)

表 3.4.3 緊急輸送道路指定区間

次別	路線名	起点	終点	延長(km)
第1次	国道247号	碧南市～高浜市境	港本町交差点	5.8
第1次	県道碧南半田常滑線	港本町交差点	衣浦トンネル東入口	0.7
第1次	市道港南1号線	港本町交差点	臨港道路ランプ	0.3
第1次	臨港道路東ふ頭7号本線及び支線	臨港道路ランプ	衣浦港中央ふ頭東4号岸壁	1.1
第2次	国道247号	港本町交差点	碧南市～西尾市境	2.6
第2次	県道安城碧南線	碧南市～安城市境	碧インター	3.4
第3次	市道港南1号線	臨港道路ランプ	港南町2丁目8番19地先	4.3
第3次	市道若松野田線	雨池町3丁目交差点	碧南9号踏切	2.8
第3次	県道平坂福清水線	碧南署北交差点	福清水交差点	0.6
第3次	県道道場山安城線	福清水交差点	水門橋	0.3
第3次	市道新川久沓線	水門橋	久沓公園北交差点	1.7
第3次	県道道場山安城線	久沓公園北交差点	碧南市～安城市境	4.6
第3次	県道平坂福清水線	中畑橋	碧南署北交差点	2.6
第3次	市道大道宮下線	栗山防災倉庫	作塚町1丁目1番地先	0.5
第3次	新須磨中央駅線	天王交差点	碧南9号踏切	0.2
第3次	県道岡崎碧南線	天王交差点	道場山町交差点	0.5
第3次	県道名古屋碧南線	新川交差点	道場山町交差点	0.3
第3次	県道新川町停車場線	新川駅西交差点	新川交差点	0.2
第3次	市道新川1号線	新川町2丁目2番2地先	新川駅西交差点	0.4
第3次	市道久沓出崎線	新川町2丁目2番2地先	相生町南交差点	0.2
第3次	県道西尾新川港線	鶴見町5丁目交差点	明石インター	0.9
第3次	県道名古屋碧南線	大久手交差点	松江町交差点	0.7
第3次	市道山界線	大久手交差点	中部電力(株)碧南SS	0.1
第3次	市道中央駅前線	碧南郵便局	栄町交差点	0.1
第3次	市道伏見屋神有線	霞浦町2丁目13番地先	東中学校	0.7
第3次	県道米津碧南線	鷺塚町1丁目交差点	伏見屋交差点	1.4
第3次	市道縄手鷺塚線	旭町3丁目21番地先	鷺塚町1丁目交差点	0.3
第3次	市道荒子鷺塚線	旭防災倉庫	旭町3丁目21番地先	0.1
第3次	市道市民病院線	碧南市民病院	市民病院前交差点	0.1
第3次	県道西尾知多線	西端小学校	西端小学校西交差点	0.2

出典：碧南市地域防災計画 令和元年度改定版

表 3.4.4 指定避難所及び指定避難所までの輸送道路

No.	避難所施設名	幹線道路	幅員 (m)	支線道路	幅員 (m)
1	新川小学校体育館	市道新川 1 号線	9		
2	新川公民館	市道新川久沓線	1 8	市道山神浜尾線	6~11
3	羽久手保育園	市道新川久沓線	1 8	市道鶴見 6 号線	7
				市道相生鶴見線	5
4	碧南工業高校体育館	県道道場山安城線	1 6		
5	中央小学校体育館	県道碧南高浜環状線	2 0	市道中央小線	7
6	中央中学校体育館	県道碧南高浜環状線	2 0	市道山神浜尾線	7
7	保健センター	県道岡崎碧南線	1 8		
8	大浜公民館	県道岡崎碧南線	9		
9	大浜小学校体育館	国道 2 4 7 号	3 0		
10	南部市民プラザ	国道 2 4 7 号	3 0		
11	棚尾小学校体育館	市道中松平七線	1 0		
12	棚尾公民館	市道中松平七線	1 2		
13	前浜集落センター	市道潮見亥新田線	1 6	市道前浜神社線	5
14	川口農業センター	市道潮見川口線	6	市道川口棚尾橋線	7
15	日進公民館	県道米津碧南線	1 5	市道蒲野橋線	9
16	東部市民プラザ	県道米津碧南線	1 5	市道神有鴻島線	8
17	東中学校体育館	市道伏見屋神有線	7		
18	鷺塚小学校体育館	県道西尾新川港線	1 5		
19	鷺塚公民館	県道西尾新川港線	1 5		
20	荒子保育園	県道安城碧南線	2 0	市道荒子保育園線	6
21	西端小学校体育館	県道西尾知多線	6		
22	西端区事務所	市道大久手吹上洲先線	1 0	市道清水宮下住宅	5
23	農業者センター	県道道場山安城線	1 6	市道西中北線	5
24	勤労者体育センター	市道新川久沓線	1 8	市道山神浜尾線	6~11
25	新川中学校体育館	市道新川久沓線	1 8	市道山神浜尾線	6~11
26	新川保育園	県道道場山安城線	2 0	市道藪下東山線	7
				市道新川保育園線	6
27	碧南市文化会館	県道平坂福清水線	1 8		
28	天道保育園	県道平坂福清水線	1 8	市道天道保育園線	8
29	南中学校体育館	市道若松野田線	1 2		
30	碧南市臨海体育館	国道 2 4 7 号	3 3		
31	棚尾ふれあい館	県道岡崎碧南線	1 0	市道棚尾本町若宮 2 号線	8
32	防災の家	県道米津碧南線	1 5		
33	西端下区民館	市道大久手吹上洲先線	1 0	市道油ヶ渚 7 号線	4
34	西端保育園	県道西尾知多線	6	市道西端保育園線	6
35	中部公民館	県道平坂福清水線	1 8	市道中央駅前線	6

出典：碧南市地域防災計画 令和元年度改定版

第4章 住宅・建築物の耐震化の現状及び目標

4.1 住宅の耐震化

(1) 住宅の耐震化の現状

住宅の耐震化の現状（令和2年度）は表4.1.1のとおりです。

本市の住宅戸数全体は、25,840戸（固定資産台帳データからの推計値による）あり、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）の建築の住宅戸数は、4,355戸あります。

昭和56年6月以降に建築された住宅（21,485戸）及び旧耐震基準で耐震性を満たす住宅^{※1}（1,496戸）の合計は、22,981戸あり、耐震化率は88.9%となっています。

前計画の平成25年度の耐震化率83%より耐震化が進んでいますが、令和2年度までの目標である耐震化率95%は達成できておりません。

また、種類別・構造別で耐震化率をみると、耐震化率の低い順から、戸建住宅の木造が83.0%、戸建住宅の非木造が93.3%、共同住宅の木造が96.3%、共同住宅の非木造が99.4%となっており、耐震化率は伸びていますが、戸建住宅の木造に関しては、耐震性を満たさない住宅戸数が2,530戸と総数が多いため、戸建住宅の木造の耐震化をさらに促進していく必要があります。

表4.1.1 住宅の耐震化の現状（令和2年度）

（単位：戸）

種類	構造別	旧耐震 基準の 戸数	耐震性を		昭和56年 6月以降の 戸数	計	現状 耐震化率
			満たさない	満たす			
戸建住宅	木造	3,603	2,530	1,073	11,291	14,894	83.0%
	非木造	523	220	303	2,770	3,293	93.3%
共同住宅	木造	115	77	38	1,960	2,075	96.3%
	非木造	114	32	82	5,464	5,578	99.4%
合 計		4,355	2,859	1,496	21,485	25,840	88.9%

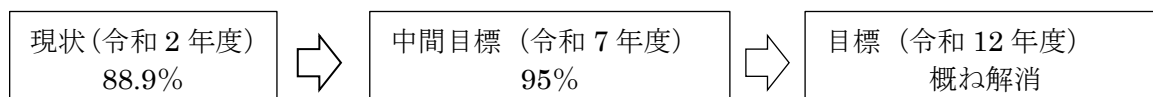
表4.1.2 住宅の耐震化の推計値（令和7年度）

（単位：戸）

種類	構造別	旧耐震 基準の 戸数	耐震性を		昭和56年 6月以降の 戸数	計	現状 耐震化率
			満たさない	満たす			
戸建住宅	木造	3,066	1,864	1,202	16,186	19,252	90.3%
	非木造	418	168	250	3,839	4,256	96.1%
共同住宅	木造	57	38	19	2,625	2,682	98.6%
	非木造	86	24	62	7,124	7,210	99.7%
合 計		3,627	2,094	1,533	29,773	33,400	93.7%

※1：令和2年3月31日現在の課税台帳をもとに算出

(2) 住宅の耐震化の目標



住宅の耐震化率については、国や県の目標を踏まえ、令和12年度（目標）までに概ね解消としますが、碧南市においては、中間年（令和7年度）における耐震化率の目標を95%とします。

下図に示すとおり、建替えや耐震改修により耐震性を満たす住宅の増加や耐震性を満たさない住宅の除却等の推移が、現状を継続した場合における令和7年度の耐震化率は93.7%と推計されます。また、13ページの表4.1.2のとおり木造戸建住宅の耐震化率の推計値のみ90.3%と中間目標に達していません。そのため、特に戸建住宅の耐震化について、更なる施策の推進を図る必要があります。

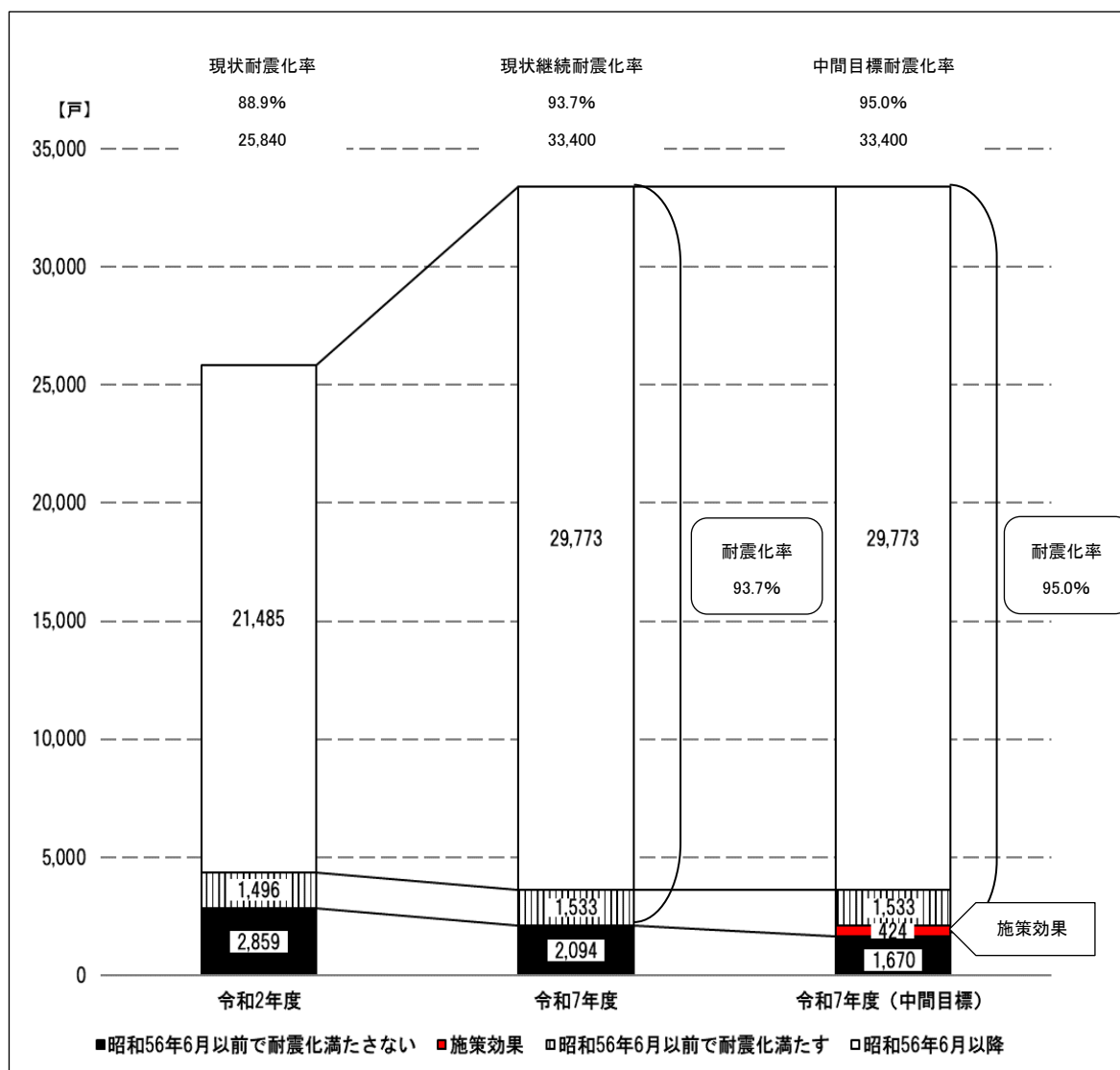


図 4.1.1 住宅の耐震化率の現状及び目標

4.2 耐震診断義務付け建築物

(1) 要緊急安全確認大規模建築物※¹

要緊急安全確認大規模建築物（表 3.4.1 参照）は、県が平成 29 年 3 月から耐震診断結果を公表しています。本市には碧南市文化会館、碧南市立新川小学校、碧南市立新川中学校、碧南市日進小学校があり、全て耐震性は確保されています。

(2) 要安全確認計画記載建築物※²

耐震診断義務付けとする対象の避難路は、県地域防災計画で定める緊急輸送道路のうち、第 1 次緊急輸送道路を基本に、広域的な避難、救助の観点から、沿道建築物の耐震化に緊急かつ重点的に取り組むべき路線を県が指定しています。

本市内の対象路線は、国道 247 号線（P10 図 3.4.3 参照）のみですが、対象となる建築物はありません。

市内にある県が指定する防災拠点建築物は、P12 の表 3.4.4 の指定避難所ですが、旧耐震基準の建築物は、耐震診断を実施し、耐震改修が必要な建物は改修済みです。

※¹：耐震改修促進法により耐震診断結果の報告が義務付けられた建築物

※²：県が指定する防災拠点建築物及び県が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物のうち、倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物

4.3 特定既存耐震不適格建築物

(1) 多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）

多数の者が利用する建築物の現状は表 4.3.1 のとおりです。耐震性のない対象建築物について、現計画と同様、その棟数を 1/5 に削減させることを目標とします。

表 4.3.1 多数の者が利用する建築物

(単位：棟)

		公共建築物	民間建築物	合計
耐震性あり	平成 25 年度	76	125	201
	令和 2 年度現在	77	148	225
耐震性なし	平成 25 年度	1	52	53
	令和 2 年度現在	0	29	29
合計	平成 25 年度	77	177	254
	令和 2 年度現在	77	177	254

※令和 2 年度現在の数値は、公共建築物、民間建築物とも、現存する全ての建築物から、多数の者が利用する建築物の要件（p6 参照）に該当するものを抽出して算出した（民間建築物は固定資産台帳データによる）。

ア. 民間の特定既存耐震不適格建築物

表 4.3.2 民間の特定既存耐震不適格建築物

(単位：棟)

	令和 2 年度現在	令和 12 年度目標
耐震性あり	148	172
耐震性なし	29	5
合計	177	177

イ. 公共の特定既存耐震不適格建築物

公共の特定既存耐震不適格建築物の耐震化は完了しました。

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途となる建築物（法第14条第2号）

危険物の貯蔵場又は処理場の用途となる建築物のうち、特定既存耐震不適格建築物の現状は表4.3.3のとおりです。

耐震性のない対象建築物について、前計画と同様、その棟数を1/5に削減させることを目標とします。

表4.3.3 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

特定既存耐震不適格建築物(2号)	令和2年度現在	令和12年度目標
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	69	13

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（法第14条第3号）

特定既存耐震不適格建築物のうち、地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の現状は表4.3.4のとおりです。

耐震性のない対象建築物について、前計画と同様、その棟数を1/5に削減させることを目標とします。

表4.3.4 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物(3号)	令和2年度現在要件該当棟数	令和12年度目標要件該当棟数
第1次緊急輸送道路（県指定）	0	0
第2次緊急輸送道路（県指定）	0	0
第3次緊急輸送道路（市指定）	56	11
指定避難所までの輸送道路（幹線・支線）	101	20

4.4 住宅・建築物の減災化の目標

大規模な地震時にも、住宅の倒壊等に巻き込まれることなく、住宅の外に出られること、怪我をせずに動けることが重要です。住宅倒壊による被害を抑えるとともに、地震によって被災した場合でも速やかに復旧できるよう、「住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る」を目標とし施策に取り組みます。

第5章 建築物の耐震化及び減災化を促進するための施策

5.1 耐震化及び減災化の促進に係る基本的な考え方

耐震化及び減災化に向け、以下の取り組み方針に基づいて国や県、地区及び建築関係業者とも連携して促進させていきます。

(1) 耐震化促進の取り組み方針

本市における建築物の耐震化及び減災化促進の基本的な取り組みは以下のとおりとします。

- ①地震防災対策については、住宅・建築物所有者等の個人の取り組みと、個人の連携による地域単位の取り組みが必要不可欠であるため、住宅・建築物の所有者及び地域に対し地震発生による危険性並びに、建築物耐震化・減災化の必要性に係る意識啓発及び知識の普及に努めます。 ⇒P. 22 参照

②建物所有者等が耐震化に取り組めるよう、設計者・施工者リストの作成、安価な耐震改修技術講習会の開催など耐震診断及び耐震改修について促進できる環境整備を行います。 ⇒P. 27 参照

③建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修並びに減災化促進のための段階的耐震改修など、耐震化・減災化を促進するための支援策について、国・県の施策と連携していきます。 ⇒P. 28、P. 31 参照

④建物所有者、地区、建築関係業者、行政のそれぞれが建築物の安全性を確保し、生命及び財産の保護に係る問題として耐震診断・耐震改修を4者協働体制により取り組みます。

(2) 耐震化及び減災化に向けた役割分担

国・県・市・地区の役割分担は図 5.1.1 のとおりです。

本計画で示している耐震化目標を達成させるため、建物所有者等の取り組みを支援していきます。また、国・県・地区との役割分担を図り、連携・協力し耐震化を促進していきます。

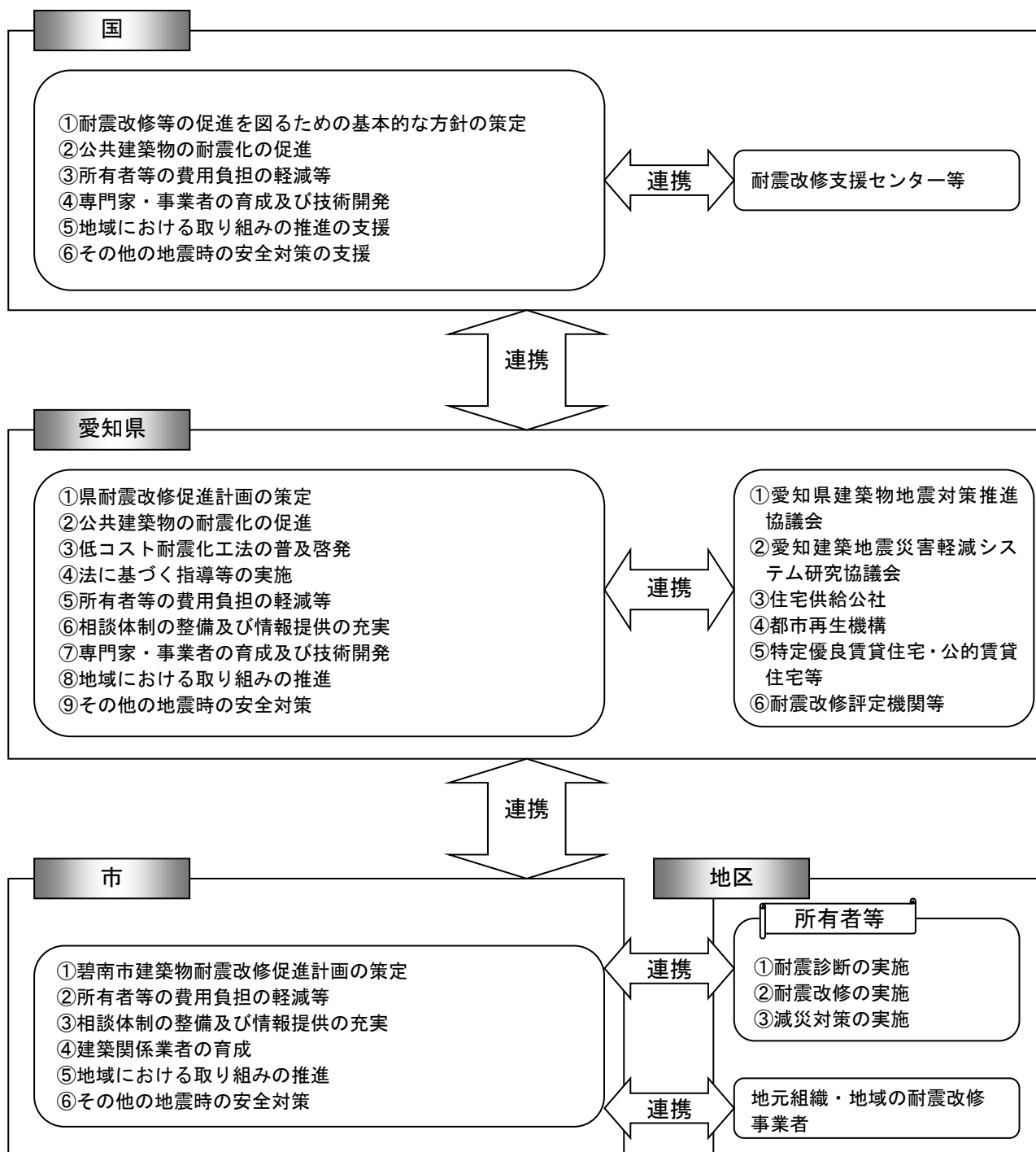


図 5.1.1 国・県・市・地区の役割分担

（３）優先的に耐震化すべき建築物

老朽化が進んでいると考えられる木造住宅・非木造住宅について、耐震診断、耐震改修補助及び耐震建替補助等の事業を中心に耐震化施策を実施してきました。これらの施策については今後も引き続き実施していきます。

また図 3.4.3 の「地震発生時に通行を確保すべき道路」については市ホームページ等により周知に努め、特に当該道路沿道の建築物の更なる耐震化に努めます。

（４）地区との連携

地震の発生により、道路閉塞や出火等により避難や救急・消火活動が妨げられ、大規模な市街地火災を引き起こす可能性のある老朽化した木造住宅が集中している地区については、耐震基準を満たしていない木造住宅の所有者に対して、耐震化に向けてダイレクトメール等で耐震診断等の働きかけを行ってきました。

今後は愛知県防災会議地震部会による被害予測（平成 26 年 5 月）や碧南市で作成する地震防災ハザードマップにおいて大きな被害が見込まれる地区等について、自主防災会等と連携した相談会の開催やローラー作戦による戸別訪問を実施します。

また、危険ブロック塀や危険空家等の危険箇所や敷地の安全性について、地区が把握できるような施策を検討します。

（５）耐震化促進施策の取組状況及び取組の強化視点

旧計画の耐震化率 95%の目標に対して、令和 2 年度の耐震化率 88.9%であり目標を達成できませんでした。その主な要因としては、旧耐震基準の木造住宅の所有者の多くは高齢者であり、費用の負担等の理由により耐震改修をしない（できない）状況であることがあげられます。

また、地域との連携による戸別訪問（ローラー作戦）を 1 地区実施したのみで、直接、対象者に周知啓発する機会が少なかったことなども要因として考えられます。これらを踏まえ、以下のとおり、設計者や施工者に対して安価な耐震改修工法の理解・技術の向上に向けた取り組みを進め、地域との更なる連携により積極的に情報提供を行い、耐震化の推進を図っていくこととします。

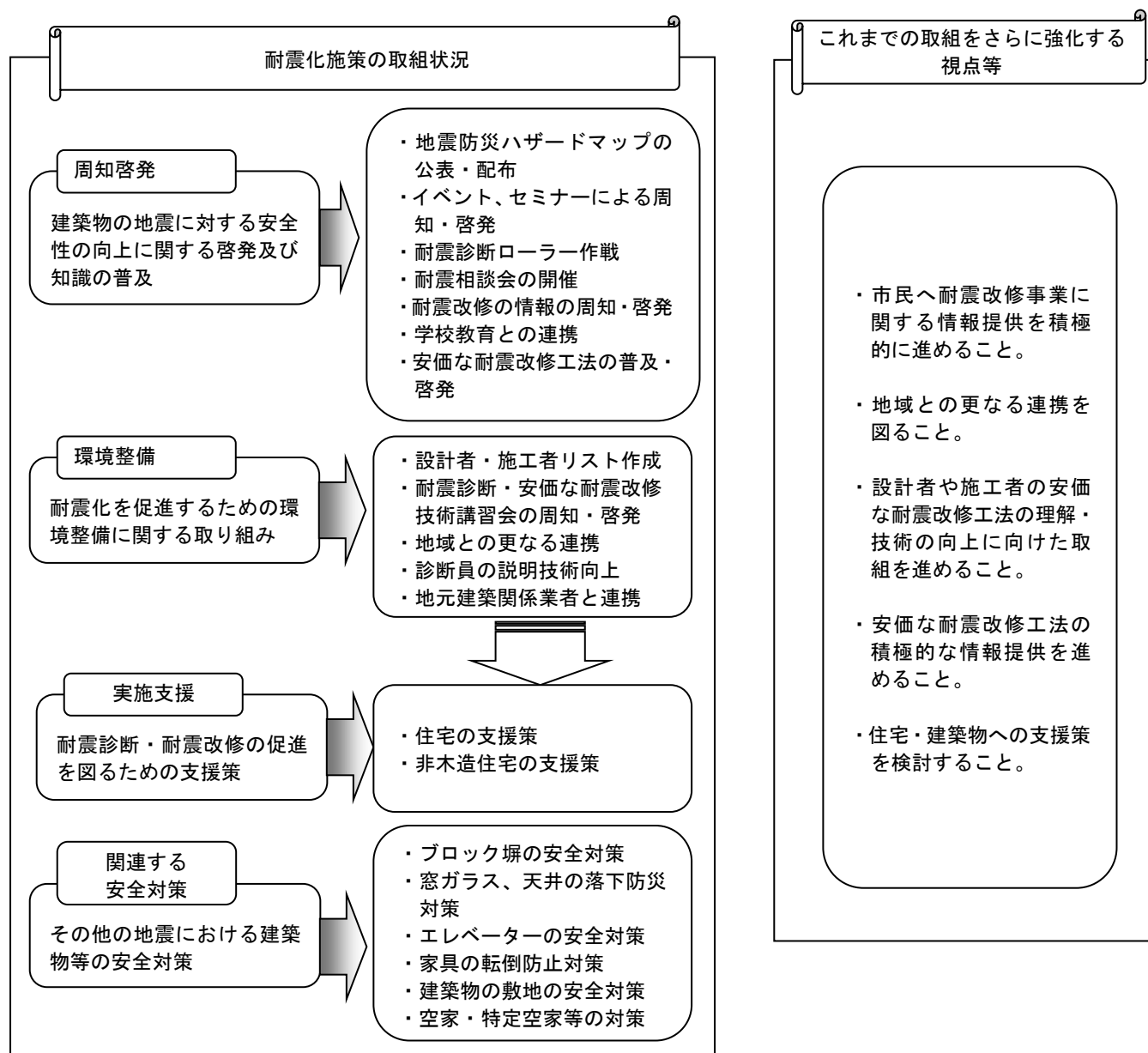


図 5.1.2 耐震化促進施策の取組状況及び取組の強化視点

5.2 耐震化に関する意識啓発及び知識の普及

住宅・建築物の所有者等に対し地震発生による危険性並びに、建築物耐震化・減災化の必要性に係る意識啓発及び知識の普及に努めていきます。

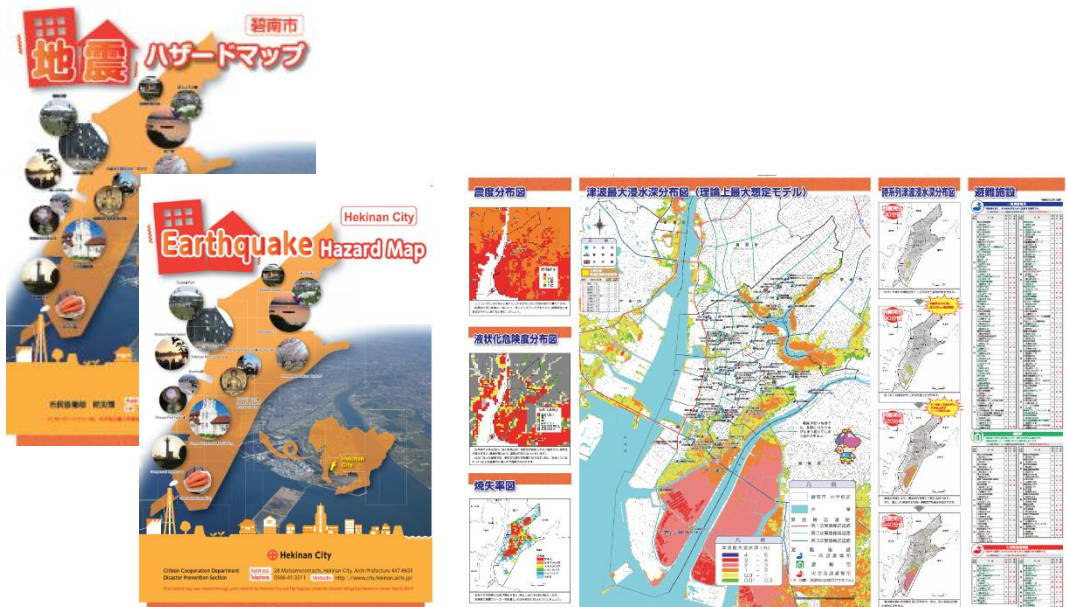
(1) 地震防災ハザードマップの公表・配布

平成 26 年度の愛知県被害予測結果をもとに、名古屋大学と共同研究により市独自の被害想定した「地震防災ハザードマップ」を公表し、住民へ配布を実施しました。また、外国人でも理解できるようにポルトガル語、英語、スペイン語版の地震防災ハザードマップを作成し、配布及びインターネットにて情報提供を行っています。

【継続施策】

○地震防災ハザードマップの公表・配布

○外国語版地震防災ハザードマップの公表・配布



(2) 耐震診断・耐震改修に係るPR・情報提供

木造住宅無料耐震診断、耐震関係補助制度を一覧にしたパンフレットを配布し、耐震化促進についてPR・情報提供を進めています。パンフレット及びチラシ等の記載内容は市ホームページにも掲載するとともに、市広報による情報提供を継続していきます。

【繼續施策】

- 市広報、市ホームページ及び出前講座によるPR・情報提供
○耐震改修実施者への改修済みステッカーの配布

[illegible]

(3) イベント等による周知・啓発

総合防災訓練や地区の集会等において、住民へ住宅の耐震化の取り組みについて周知・啓発しています。引き続き、住民へ耐震診断・耐震改修の推進を周知・啓発していきます。

【繼續施策】

- 各種イベントにおける周知・啓発

(4) 耐震診断ローラー作戦

旧耐震基準の木造住宅で、まだ耐震診断を受診していない住宅の所有者等を対象にするため、地域との連携により戸別訪問する「耐震診断ローラー作戦」を行い、周知の徹底を図っています。

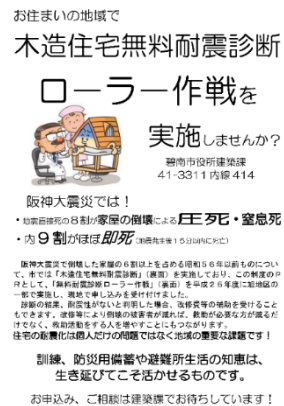
耐震診断ローラー作戦の実施にあたっては、地区ごとに計画的な実施を検討していきます。また、実施した際の所有者の意向などを整理し、効果的かつ継続的に働きかけができるよう、庁内他部署や地域との連携のあり方を検討します。

【継続施策】

○木造住宅無料耐震診断のローラー作戦実施

【実施施策】

○耐震基準を満たさない住宅に住む高齢者に接することが多い高齢介護課等との連携による所有者への働きかけ



(5) 耐震相談会の開催

建物所有者等が耐震診断・耐震改修等についてよく分からない、どのように取り組みればよいのか分からない、わが家の住宅は耐震化が必要なのか等の相談に応じられるよう、建築関係団体と連携・協力し、平成25年9月に耐震講演会に合わせた耐震改修相談会、令和元年11月に安価な耐震改修相談会を実施しました。今後は、地域別に開催する等、きめ細やかな対応を検討していきます。

【継続施策】

○耐震相談会の開催

【実施施策】

○自主防災会で実施する防災訓練での耐震相談会の開催

(6) 学校教育との連携

小・中学校の学校教育の中で、地震の危険性や住宅・建築物の耐震化の必要性・重要性をPRすることで、耐震化の促進に繋がることが考えられます。

県作成の小中学生向けパンフレットの活用や出前講座を実施し、建物の耐震化の必要性・重要性を学ぶ取り組みを行いました。

また、小中学校の防災教育担当者の意識向上のため、研修への受講を実施しました。

【継続施策】

- 小中学生向けのパンフレットを県が作成
- 市内小中学校にて出前講座実施
- 小中学校の防災教育担当者対象に県主催の研修を実施

(7) リフォーム工事にあわせた耐震改修の誘導

耐震改修は、建築物の構造部材の補強のために内装工事を伴うことが多く、リフォーム工事にあわせて耐震改修工事を実施することは、所有者等にとって経済的にも有効な方法です。

このことから、リフォーム工事にあわせた耐震改修の工事方法等を、パンフレットや市ホームページにより広く情報提供するとともに、安全、安心なリフォーム工事が実施できるよう関係団体と連携し、住宅・建築物の耐震化の必要性・重要性を周知・啓発するとともに耐震化の促進を図っていきます。

【継続施策】

- リフォームにあわせた耐震改修のパンフレット（県作成済み）の配布
- リフォームにあわせた耐震改修について市ホームページ等による周知

【実施施策】

- 関係団体への更なる周知・啓発

(8) 住宅に係る耐震改修促進税制の周知

一定の耐震改修が行われた住宅については、固定資産税の減額や所得税の控除が受けられる場合があります。これらの制度に関する情報を市ホームページに掲載し、引き続き所有者等へ周知を図ります。

【継続施策】

- 耐震改修促進税制の情報を市ホームページに掲載

(9) 安価な耐震改修工法の普及・啓発

住宅や建築物の耐震改修を進めるには、耐震改修コストを下げ、少ない費用負担で実施できるようにすることが重要であり、安価な耐震改修工法の開発・普及が強く望まれます。

名古屋大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学及び愛知県、名古屋市、建築関係団体等により設立された「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」では、低コスト耐震化工法の開発や耐震補強効果実施実験等に取り組んでいます。

本市では、これらの成果を受けて、安価な耐震改修工法の普及・啓発をします。

【継続施策】

○安価な耐震改修工法に関する資料配布

(10) 耐震改修済ステッカーの配布

現在、耐震改修補助制度を活用した耐震改修実施者に対して改修済ステッカーを配布しています。今後も耐震診断、耐震改修を進め、地区の防災力を向上させていくために、地震時に危険な場所をあらかじめ把握しておくことが重要であり、耐震基準を満たしている建築物を識別しやすいよう、引き続き耐震改修済であることを示すステッカーの配布をします。

【継続施策】

○耐震改修補助制度を活用して耐震改修を行った住宅への改修済ステッカー交付

(11) その他の周知・啓発に関する施策

その他の周知・啓発に関する施策として、耐震診断、耐震改修補助の対象者への市からのダイレクトメールの送付を実施しています。

また、あいち耐震改修N倍プロジェクトに参加し、耐震改修推進事業者の周知、耐震改修に係る技術講習会の開催、耐震推進事業者を支援するツールの作成等に取り組んでいます。

【継続施策】

○ダイレクトメールによる周知・啓発資料の送付

○あいち耐震改修N倍プロジェクトへの参加

5.3 耐震化を促進するための環境整備

県や建築関係団体等と連携して、設計者・施工者リストの作成、安価な耐震改修技術講習会の開催を推進するとともに、地区や自主防災会への働きかけを行い、建物所有者等が耐震化に取り組めるよう環境の整備を進めていきます。

(1) 設計者・施工者リストの作成

建物所有者等が耐震化に取り組むためには、設計者や施工者の情報が必要です。そのため、県では設計者や施工者リストを作成し、市でも愛知建築士会碧南支部と連携し、市独自の設計者や施工者リストを作成し公表しています。今後も耐震診断や耐震改修を促進するために必要となる情報を収集・提供します。

【継続施策】

- 設計者や施工者リストの作成・公表
- 耐震診断・耐震改修の実績・費用事例の公表

(2) 安価な耐震改修技術講習会の開催

耐震改修工事は、安価な耐震改修設計ができる設計者とその工事ができる施工者が連携して実施することが重要であり、建築関係団体と連携して、安価な耐震改修技術の向上を図る講習会を行います。なお、NPO法人と連携し、令和元年10月に設計者や施工者などを対象に安価な耐震改修技術講習会を開催しました。

【継続施策】

- 耐震改修事業者向けに安価な耐震改修工法等に係る講習会を開催

(3) 地区との連携

耐震化を促進するためには、地区としても耐震化の意識が高まることが重要です。

本市では、38団体の自主防災会が結成されています。災害時の避難や消火活動は、自主防災会により自助及び共助の観点から行われることが有効です。

このことから、自主防災会と連携して平成29年度に日進地区をモデル地区とした地区防災カルテを作成しました。今後も、地域防災力向上を図るための取り組みを推進していきます。また、小学校区ごとの地震ハザードマップを作成し、市ホームページにて情報提供し、地区の地震災害に対する危険性の認識の向上に努めています。

【継続施策】

- 小学校区ごとの地震ハザードマップの作成
- 地区と連携した地区防災カルテの作成

【実施施策】

- 自主防災会を通じた耐震相談会の検討、耐震診断の受診の働きかけ

5.4 耐震化を促進するための支援策

住宅・建築物の耐震化を促進していくため、建物所有者、建物種類の特性に応じて、適切な耐震化促進施策を実施します。

(1) 住宅の支援策

①木造住宅の耐震診断

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅については、大地震に対して住まいの安全性の確認を支援するため、無料で専門家を派遣し、耐震診断の実施、診断結果の説明及び耐震改修工事費の目安や耐震改修に関するアドバイスを行う事業を平成 14 年 1 月から実施しています。

【継続施策】

○木造住宅の無料耐震診断制度

②木造住宅の耐震改修に係る支援

木造住宅に係る耐震改修に要する費用の一部を補助し、地震による木造住宅の倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、地震に対する安全性を向上させることから、平成 15 年 4 月から木造住宅耐震改修事業を実施しています。

【継続施策】

○碧南市民間木造住宅耐震改修補助制度

③住宅の耐震除却・建替に係る支援

住宅の耐震診断・耐震改修事業と同様な目的で、耐震診断の結果、地震時に倒壊する可能性が高い住宅の除却費の補助及び建替え補助を平成 19 年 4 月から実施しています。

【継続施策】

○碧南市耐震除却・耐震建替補助制度

④非木造住宅の耐震診断・改修に係る支援

非木造住宅は、木造建物より比較的耐震性がある建築物が多いとされていますが、旧耐震建築物の中でも、特に建築年が古く老朽化が進んでいる建築物やマンション（ピロティ形式）の建築物は、相対的に耐震性が劣るとされています。

非木造住宅の耐震化を図る為に平成 27 年 4 月から非木造住宅の耐震診断を、平成 28 年 4 月から耐震改修に関する助成金制度を実施しました。

【継続施策】

○非木造住宅の耐震診断、耐震改修に関する助成

(2) 特定既存耐震不適格建築物

民間の建築物に係る地震対策は、建築物の所有者等が自己責任において、自らの建築物の安全性を確保することが必要です。

特に、耐震改修促進法に規定される各特定既存耐震不適格建築物の所有者等は、自ら耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修の実施に努めることが重要です。

市は、所有者等に対し、耐震化の必要性や効果について意識啓発を行うとともに、愛知県と連携して必要に応じて指導・助言等をしていきます。

一方、特定既存耐震不適格建築物の中でも、特に耐震化の緊急性・重要性のある施設には補助制度の検討をします。

【実施施策】

○特定既存耐震不適格建築物の耐震診断、耐震改修への補助制度の検討

○地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の所有者に対する耐震改修実施への積極的な働きかけ

5.5 減災化促進対策

建築物の耐震化をより一層促進することが重要となりますが、これと合わせて人の安全確保と第一優先に減災化を促進する必要があります。

建築物の減災化対策については、耐震基準を満たしているか否かを問わず、全ての建築物を対象として推進します。減災化対策としては、市民が避難所等へ移動する際の減災化、地震時に建物内にいる人の安全確保と避難のための減災化、空家となっている建物が倒壊することにより周辺の被害が拡大することを防ぐ減災化に着目し、以下のとおりとします。

(1) 減災化対策の促進

耐震改修が進まない原因の一つとして、工期や工事費の面で耐震診断の判定値^{※1}を一度に1.0以上にする耐震改修を実施することが困難であることがあげられます。県によれば、耐震診断の判定値の悪いものほど耐震改修されない傾向にあるとされています。そのため、県計画では、「住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る」という目標に向けて、耐震化されない住宅に対しても減災化を促進するとしており、本市もその考えを踏まえ、減災化の促進に努めます。

【継続施策】

○木造住宅段階的耐震改修補助の実施

木造住宅の耐震改修工事を段階的に行う工事に対する補助で、1段目・2段目の工事でそれぞれに補助が受けられます。

○木造住宅耐震シェルター整備費補助の実施

地震発生時において高齢者等の避難弱者に対し、耐震性の高いスペースを確保するような耐震シェルターを木造住宅に設置する工事に補助が受けられます。

(2) ブロック塀等の安全対策

地震によってブロック塀が倒れると、死傷者が出るおそれがあり、地震後の避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があります。

このため、平成30年度からは本市内における住宅や事業所等から碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）第2編第6章及び第7章に掲げる避難所や避難地等へ至る経路に面した危険なブロック塀等に対し、撤去に要した費用の一部について助成しています。

^{※1}：耐震診断の結果を数値化し、震度6強から震度7クラスの大規模な地震に対して倒壊の可能性を判定したもので0.4未満は「倒壊する可能性が極めて高い」、0.4以上0.7未満は「倒壊する可能性が高い」、0.7以上1.0未満は「倒壊する可能性がある」、1.0以上は「一応倒壊しない」とされる。

また、本市ではブロック塀を撤去して生垣を設置する場合には、費用の一部を助成しています。

そのほか、平成 27 年度からは、後退用地^{※1}の寄附を行う場合又は市が後退用地を買収する場合の土地の工作物（塀など）の撤去に要した費用の一部について助成しています。

【継続施策】

- 危険なブロック塀を撤去する際の補助制度
- ブロック塀を撤去後に生垣を設置する際の補助制度
- 後退用地の寄附または市が買収する場合にブロック塀を撤去する際の補助制度
- ブロック塀安全対策の市広報、市ホームページ、パンフレット等による周知

【実施施策】

- 危険なブロック塀の位置について地区防災マップへの記載

（３）窓ガラスの飛散防止対策・天井の落下防災対策

窓ガラスや建築物内のつり下げ天井等は、建築物の耐震構造にかかわらず、飛散防止や落下等により、避難者や通行人、あるいは、建築物内部の人にも被害を発生させる危険性があります。

市有施設においては、避難所等の優先順位の高いものから対策を講じ始めました。

窓ガラスやつり下げ天井等の落下による危険性を市ホームページ・市広報・パンフレット等により住民・事業者等に周知するとともに、必要に応じて県と連携して所有者等に対する改善の指導に取り組んでいます。

※平成 26 年 4 月から天井の脱落防止措置について、建築基準法施行令の一部を改正する政令が施行されました。

【継続施策】

- 避難所や学校施設の窓ガラス飛散防止対策の実施
- 避難所の天井落下防止対策の実施

【実施施策】

- 落下防災対策の市ホームページ・市広報・パンフレット等による周知
- 市有施設の天井落下防止・窓ガラス飛散防止事業の実施

（４）エレベーターの安全対策

地震発生時において、高層建築物で使用されているエレベーターの緊急異常停止

※1:市道境界線と後退線(建築基準法第 42 条第 2 項の規定により道路の境界線とみなされる線)に挟まれた土地

が発生し、エレベーター内に人が閉じこめられる等の被害が発生しています。

閉じこめ事故防止のため、地震時のエレベーター運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について周知を図るとともに、県及び関係団体と連携してエレベーターの安全性の確保に向けて取り組んでいきます。

※平成 21 年 9 月からエレベーターの戸車走行保護装置および地震時管制運転装置の設置義務化について建築基準法施行令の一部を改正する政令が施行されました。

※平成 26 年 4 月からエレベーター、エスカレーター等の脱落防止措置について、建築基準法施行令の一部を改正する政令が施行されました。

【継続施策】

○公共施設のエレベーターの地震対策

【実施施策】

○既存不適格エレベーターに対する対策の周知

○建物所有者への改善指導

(5) 家具の転倒防止対策

建築物に十分な耐震化が実施されていても、家具等の転倒防止策が行われていない場合、死傷の原因となったり、避難等に支障が生じたりすることが考えられます。そのため、だれでもすぐに取り組める地震対策として、家具の転倒防止に関する知識をパンフレットやインターネットを活用して住民に周知するとともに、家具の安全対策の取り組みを引き続き進めていきます。

また、特に高齢者や障がい者などの要配慮者が生活する住宅については、市・関係団体と協力して家具の転倒防止金具の無料設置などにより、引き続き家具の安全対策を進めていきます。

【継続施策】

○家具の転倒防止対策の市ホームページ、パンフレット・チラシ等の周知

○要配慮者の住宅における家具の転倒防止金具の無料設置

○各種イベントでの家具の転倒防止金具の配布・PR



(6) 空家・特定空家等の対策

空家となっている住宅等のうち、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にあるもの（特定空家）については、適切な維持管理が行われていない等により地震発生時に倒壊した場合、周辺の建物への影響や避難の障害となる可能性があります。市では、空家の実態を把握するとともに、所有者等に対して、適切な維持管理または除却についての働きかけに取り組んでいます。

【継続施策】

- 空家の適正管理の啓発（年２回実施）
- 空家所有者の意向把握
- 空家現況調査の実施
- 碧南市空家等対策計画策定
- 空き家等対策補助制度
- 空き家等に関する情報の受付

第6章 その他建築物耐震化・減災化の促進に関する事項

6.1 液状化対策・津波対策

本市は、河川、海、湖沼に囲まれた地理的特性のため、地震時の液状化や津波の危険性が高い地域が広く存在しています。

地震時における液状化、津波浸水範囲について、地震防災ハザードマップを利用し、建物所有者などに周知するとともに碧南市地域防災計画に基づき対策に取り組みます。

【継続施策】

- 地震ハザードマップの公表・配布
- 津波避難計画の策定
- 市ホームページによる一時待避場所の紹介
- 市内施設のボーリングデータの閲覧

6.2 避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化の基礎資料の整備

避難場所や防災拠点施設等に通じる避難路を調査し、地理情報システムを活用した避難路沿道住宅・建築物耐震化の基礎資料を整備しました。

また、地震の発生等により、公共機関が停止した場合に徒歩で帰宅する方を支援するため、徒歩帰宅支援マップを作成し、市ホームページに掲載しました。

【継続施策】

- 徒歩帰宅支援マップの公表
- 避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化の基礎資料の整備
- 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の地理情報システムを活用した分布状況の把握と追跡調査

6.3 地震発生後における応急危険度判定制度等の活用

大地震の発生後に、市の災害対策本部はすぐに避難所の開設をしますが、避難施設が地震により被害を受けている可能性があるため、避難所を安全に使用できるかの判定を実施する必要があります。本市では平成26年3月に愛知建築士会および愛知県建築士事務所協会と「地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定」として震度6弱以上の地震が発生した場合には、避難施設の安全確認支援を行う協定を締結しました。また、民間建築物についても2次災害が発生することがないように応急危険度判定の迅速な実施が求められます。本市では応急危険度判定制度等の地震災害後の対策についても引き続き取り組んでいきます。

【継続施策】

- 応急危険度判定士の名簿および連絡網の作成
- 応急危険度判定コーディネーターの育成
- 避難所の安全確認支援を行う協定の締結
- 市職員の応急危険度判定士資格の取得
- 市職員の被災宅地危険度判定士資格の取得

6.4 狭あい道路の拡幅

旧耐震基準の木造住宅が多い旧市街地には、道路幅員 4 m 未満の狭あい道路が多く残っています。地震や火災などの避難や安全確保のため、狭あい道路の拡幅を推進します。

【継続施策】

- 狭あい道路整備促進

6.5 碧南市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムによる耐震化促進

本計画に定めた住宅耐震改修の目標達成に向け、住宅の耐震化を強力に推進する行動計画として碧南市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを平成 30 年 4 月に策定しました。碧南市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムでは、毎年度、住宅耐震化に係る取り組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を推進します。

【継続施策】

- 碧南市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムによる耐震化促進

第7章 計画の進捗管理

7.1 フォローアップ

本計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間ですが、中間年である令和7年度に耐震化の進捗状況や社会情勢の変化に応じてフォローアップを行い、必要に応じて計画の見直し又は施策の見直し等を行います。

(1) 耐震化の進捗状況の把握

本計画の進捗状況に適宜対応するため、耐震化の実態を定期的に調査し、本市で整備した建物データを、地理情報システムを用いて維持・更新を継続的にを行い耐震化の進捗状況を把握、検証を行い、耐震化の向上に必要な施策の見直し等を行います。

(2) 社会情勢等の変化への対応

社会状況の変化、技術の革新などによる状況の変化に適宜対応するため、本計画に基づいて啓発を実施していくとともに、特に全国的にも早急な対策が必要として着目されている空家の問題、狭あい道路及び密集市街地等の課題への対応など、本計画に関連する安心・安全に関する施策に対応し、必要に応じて施策の見直し等を行います。

7.2 国・県の動向に応じた見直し

本計画は、関係する法律の改正、国の制度変更、県計画の見直しがあった場合には、対応する事項については、経過措置としてその変更内容に整合するものとします。

なお、上記変更内容が軽微でない場合には、本計画についても見直しを行うこととします。

7.3 碧南市地域防災計画に応じた見直し

本計画の耐震化の施策については、防災における減災対策に大きく寄与すると考えられます。碧南市地域防災計画に係る法律等の見直しがあった場合には、本計画の実施内容について検討し、地域防災の安心、安全へ寄与する施策の見直しを行います。

お問い合わせ先

碧南市役所 建設部建築課建築行政係

〒447-8601 碧南市松本町28番地

電話 : 0566-95-9907 (直通)

FAX : 0566-46-9456

E-mail : kentikka@city.hekinan.lg.jp